

定期点検

定期点検

定期点検は、道路運送車両法で定められた6か月、12か月ごとの点検と、使い始めてから1か月目(または、1,000 km時)を行う点検があります。

また、これらの法定点検項目のほかにホンダが推奨する点検整備項目もあります。

安全快適にお車をご使用いただくために、点検整備を必ず実施してください。

点検整備の実施は、お客様の責任です。これは、ご自身で行う場合も、他に依頼する場合も同様です。

- ご自身で実施できない場合は、ホンダ販売店にご相談ください。
- ご自身で実施する場合は、安全のためご自分の知識と技量に合わせた範囲内で行ってください。難しいと思われる内容については、ホンダ販売店にご相談ください。

点検整備のデータは、100ページのサービスのデータを参照してください。

点検結果は、別冊「メンテナンスノート」の定期点検整備記録簿に記入し、大切に保存、携行してください。

6か月点検項目は、次ページにあります。点検内容等、詳しくは別冊「メンテナンスノート」の“定期点検の解説”(23ページ)をご覧ください。